

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
流し網漁 業	さわら流し 網漁業	2 隻	定めなし	燧灘及び伊予灘 ただし、別記 3 表 4 の部に掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。